

国家公務員法等の一部を改正する 法律案に対する修正案要綱

第1 満60歳に達した日後の俸給月額に係る修正

- (1) 職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額について、その者に適用されるべき俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に「100分の70」を乗じて得た額とする政府案に関し、乗じる割合を「100分の70を超えない範囲内で60歳以上の者に係る民間給与の水準を勘案して人事院規則で定める割合」に修正すること。
- (2) 検察官及び防衛省の職員についても、同様とすること。

第2 検討項目の追加

1 級別定数管理の弾力化及び見直し

政府は、職務の級の定数を管理する制度について、職員等の年齢にかかわらず能力及び実績に応じた処遇を行う観点から、その弾力的な運用を積極的に行うとともに、その抜本的な見直しを含め検討を行うものとする。

2 職員の府省横断的な育成及び活用等

政府は、定年の引上げ後の行政運営の活性化を図るため、職員等の府省横断的な育成及び活用の一層の推進を図るとともに、採用試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置に係る事務を内閣人事局において一元的に行う制度について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。